⑵　常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この⑵において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2　施設、設備等に関する基準

⑴　特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

⑵　検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

⑶　救急時における応急処置のための体制が整っていること。

⑷　健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。

3　精度管理に関する基準

⑴　特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。

⑵　外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。

⑶　特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。

⑷　実施基準第１条第１項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業者において⑴から⑶までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

4　特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

⑴　特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成すること。

⑵　特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。

⑶　特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。

⑷　法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

⑸　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

⑹　特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

⑺　特定健康診査の結果の分析等を行うため、特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5　運営等に関する基準

⑴　特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。

⑵　特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

⑶　特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

⑷　業務の一部を委託する場合には、委託先との契約に、この告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

⑸　運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア　事業の目的及び運営の方針

イ　従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ　特定健康診査の実施日及び実施時間

エ　特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額

オ　事業の実施地域

カ　緊急時における対応

キ　その他運営に関する重要事項

⑹　特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。

⑺　特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。

⑻　虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

⑼　特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

⑽　従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第２　特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準

1　人員に関する基準

⑴　特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援（実施基準第７条第１項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。）及び積極的支援（実施基準第８条第１項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。）の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。

⑵　常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この⑵において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

⑶　動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から６月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。

⑷　積極的支援において、積極的支援対象者（実施基準第８条第２項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。）ごとに、特定保健指導支援計画の実施（特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。

⑸　動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者（実施基準第７条第２項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第７条第１項第２号及び第８条第１項第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第１に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。